

令和7年度

とっとり住まいる ☺ 支援事業

とっとりの木で とっとりの家を

非住宅の改修には
とっとり「匠の技」活用リモデル
補助金をご活用ください

最大50万円！

URL等は最終ページを
ご確認ください

住宅を新築される方

最大100万円

【主な要件】

- 県内に本拠地を置く建設業者の施工
- 独立した生活が可能な木造戸建住宅
- 県産材を10m³以上使用
- 交付決定を受けた年度内に着手
(翌年度1月末までに完成)

※ 建売住宅は、あらかじめ補助対象住宅として登録されていることが必要です。
(建売住宅の建設を行う事業者は、必ず着工前に登録申請を行ってください。)

住宅を改修される方

最大50万円

【主な要件】

- 県内に本拠地を置く建設業者の施工
- 自ら所有・居住する戸建又は共同住宅
- 県産材を一定量以上使用
構造材・下地材の場合0.3m³以上
内外装仕上げ材の場合1m²以上
- 交付決定を受けた年度内に着手
(翌年度1月末までに完成)

※ 買取再販住宅も対象になります。
(買取再販を行う事業者は、必ず着工前に登録申請を行ってください。)

住宅を新築される方

①県産材

県産材を10m³以上使用した場合に **定額15万円**
※県産材とは 製材、合板、CLT材、LVL材等をいいます。

＋ この条件を満たす住宅にはさらに以下の支援があります。

②県産JAS製材

県産JAS製材を1m³以上使用した場合、
1m³あたり1万円 上限25万円
※県産JAS製材とは JASの格付が行われたもので 含水率20%以下のものをいいます。

③県産ヤング係数 確認構造材

ヤング係数確認構造材を使用した場合、**上限30万円**
※ヤング係数確認構造材とは、木材水分計・機械等級区分装置により含水率 20%以下、曲げヤング係数E50以上に区分された材料をいいます。

横架材	1m ³ あたり 3万円
その他の構造材	1m ³ あたり 2万円

④県産内外装材・県産CLT材

県産内外装材・県産CLT材の使用量に応じて **上限20万円**
※含水率20%以下のものに限りま。

内外装仕上げ材	1m ² あたり 3千円
CLT材	1m ³ ～ 定額5万円
木堀	1m ² あたり 3千円

⑤地域建築技能

地域建築技能を4ポイント活用する場合、 **定額20万円**

技能区分	要件	ポイント数
手刻み加工	木材を、機械プレカット加工を使用せずに手作業で加工すること。	4ポイント
下見板張り	県産材を使用し、外壁を40m ² 以上施工すること。	2ポイント
左官仕上げ	40m ² 以上の壁面を、外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げとし、内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他のこて塗仕上げとすること。	2ポイント(珪藻土塗又はじゅらく塗の場合は1ポイント)
瓦ぶき	主要な屋根の過半に、国内で生産されたJIS製品の瓦を、瓦屋根標準設計・施工ガイドラインに基づいて施工すること。	2ポイント
木製建具	県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製の建具(框戸、格子戸、障子、欄間)で見付面積5m ² 以上使用すること。	1ポイント(見付面積10m ² 以上の場合は2ポイント)
畳	県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳(置き畳を除く。)を6畳以上使用すること。	1ポイント
構造材現し	居室において、小屋組又は床組みに使用した全てのはり、桁及び母屋の下端が見える場合(壁の部分を除く。)で、当該居室(収納を除く。)の見上げ面積が10平方メートル以上の状態のこと。	1ポイント(見上面積20m ² 以上の場合は2ポイント)

⑥子育て世帯等

子育て世帯等に該当する場合に **定額10万円**
※子育て世帯等とは、補助金交付申請日時点で次のいずれかに該当する世帯
ア 18歳に達して最初の3月31日に達するまでの子を養育している世帯
イ 婚姻後10年以内の世帯
※国の子育て世帯等への支援制度を利用される方は0円となります

⑦三世代同居等

三世代同居等に該当する場合に **定額10万円**
※三世代同居等とは、直系親族世帯と新たに同居又は近居する世帯
・近居とは、同一小学校区内に住むことをいいます。
・申請する時点で同居・近居の場合には支援を受けられない場合がありますので窓口へお問合せください。

住宅を改修される方

①県産材

県産材の使用量に応じて **上限25万円**

構造材・下地材として0.3m³以上使用する場合 1m³あたり2万円
内外装仕上げ材として1m²以上使用する場合 1m²あたり2千円

※内外装仕上げ材については含水率20%以下のものに限りです。

＋ この条件を満たす改修にはさらに以下の支援があります。

②地域建築技能

次の伝統技能を2つ以上活用した場合、**上限15万円**

技能区分	補助金額の算定方法
建築大工技能	建築大工技能を7m ² 以上活用した場合、施工面積（見付面積）に11千円を乗じた額
左官仕上げ改修	左官仕上げ改修を7m ² 以上活用した場合、施工面積に13千円を乗じた額
木製建具改修	木製建具改修を3m ² 以上活用した場合、施工面積（見付面積）に19千円を乗じた額

③子育て世帯等

子育て世帯等に該当する場合に **定額10万円**

※子育て世帯等とは、補助金交付申請日時点で次のいずれかに該当する世帯
ア 18歳に達して最初の3月31日に達するまでの子を養育している世帯
イ 婚姻後10年以内の世帯
※国の子育て世帯等への支援制度を利用される方は0円となります

④三世代同居等

三世代同居等に該当する場合に **定額10万円**

※三世代同居等とは、直系親族世帯と新たに同居又は近居する世帯
・近居とは、同一小学校区内に住むことをいいます。
・申請する時点で同居・近居の場合には支援を受けられない場合があります
ので窓口へお問合せください。

とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業のご紹介

こちらの制度も併用できます！

県産材を10m³以上または内外装材で20m²以上使用し、ZEH又は将来的な太陽光設置に備えたとっとり健康省エネ住宅『NE-ST』を新築される方に補助金を交付します。**(最大100万円)**

《基本要件》 以下の条件をすべて満たす必要があります

- NE-ST(とっとり健康省エネ住宅) ※県に登録された事業者が設計・施工する住宅
- ZEHまたは将来的な太陽光発電設備設置に備えた住宅
- 県内に本店を置く事業者により施工される住宅
- 県産材を10m³以上または内外装材に20m²以上使用
- 翌年度1月末までに完成する住宅

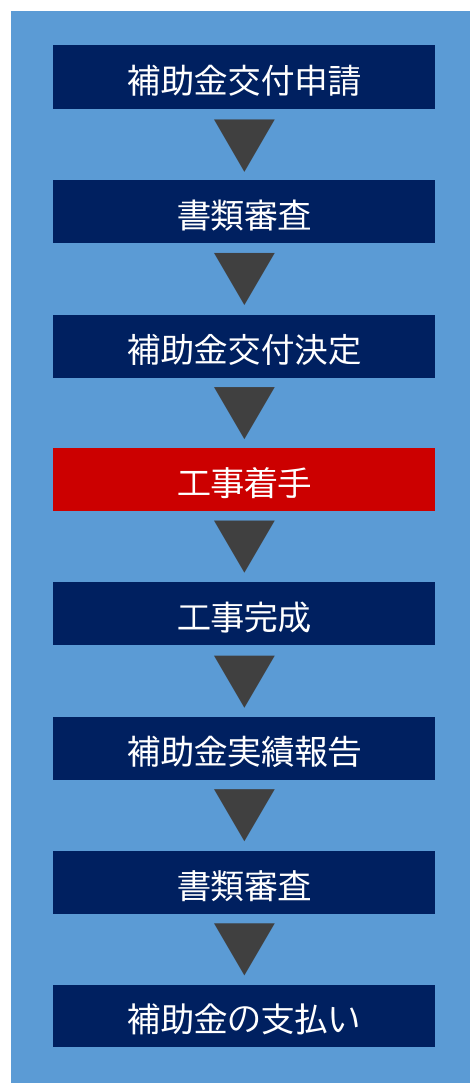


区分	国の省エネ基準	ZEH (ゼッチ)	とっとり健康省エネ住宅性能基準		
			T-G1	T-G2	T-G3
基準の説明	2025年義務化基準 (H11年)	2030年義務化基準	冷暖房費を抑えるために必要な必須レベル	経済的で快適に生活できる推奨レベル	優れた快適性を有する最高レベル
断熱性能 U _A 値	0.87	0.60	0.48	0.34	0.23
気密性能 C値	—	—	1.0	1.0	1.0
最大補助額※			60万円	80万円	100万円

※国庫補助事業(GX志向型補助を除く)を併用される方、又は将来的に太陽光を設置する住宅(ZEH未取得)の方は
T-G1:10万円 T-G2:30万円 T-G3:50万円

※国庫補助事業(GX志向型補助に限る)を併用される方は
T-G1: 5万円 T-G2:15万円 T-G3:25万円

● 手続きの流れ



※必ず交付決定を受けてから着工してください。
新築の場合、丁張りをもって着工とします。
(工事着手後や完成後の補助金申請は受付できません。)



※工期が翌年度にまたがる場合、翌年度4月14日までに
「進捗状況報告書」の提出が必要です。

※工事完成後、14日以内に実績報告書を提出してください。

要綱及び様式は
県庁公式ホームページ「とりネット」
からダウンロードいただけます。



<https://www.pref.tottori.lg.jp/322359.htm>

とっとり健康省エネ住宅
とっとり未来型住宅特別促進事業
に関してはこちら



<https://www.pref.tottori.lg.jp/ne-st/>

非住宅の改修補助金はこちら！

とっとり「匠の技」活用リモデル事業
伝統技能を活用した改修工事の補助金



<https://www.pref.tottori.lg.jp/220200.htm>

● 受付開始

令和7年(2025年)4月1日(火)から受付を開始します。

● お問い合わせ・申請窓口

東部地区
(鳥取市・岩美郡・八頭郡)

東部建築住宅事務所
〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176
電 話:0857-20-3648, 3649 FAX:0857-20-2103

中部地区
(倉吉市・東伯郡)

中部総合事務所環境建築局建築住宅課
〒682-0802 倉吉市東巖城町2
電 話:0858-23-3235 FAX:0858-23-3266

西部地区
(米子市・境港市・
西伯郡・日野郡)

西部総合事務所環境建築局建築住宅課
〒683-0054 米子市糺町1丁目160
電 話:0859-31-9753 FAX:0859-31-9654

制度に関すること

県庁住宅政策課
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220
電 話:0857-26-7408 FAX:0857-26-8113

とっとり未来型省エネ住宅 特別促進事業



NE-ST
とっとり健康省エネ住宅

さらに
「とっとり住まいる
支援事業」により
最大100万円
を助成！

《補助金額》

とっとり健康省エネ住宅性能基準		
T-G1	T-G2	T-G3
60万円	80万円	100万円

※ 将来的に太陽光を設置する住宅(ZEH未取得)の方、
または国の補助事業を併用される方は
T-G1:10万円 T-G2:30万円 T-G3:50万円
(GX志向型補助金を併用する場合 T-G1:5万円 T-G2:15万円 T-G3:25万円)

最大
100
万円

《基本要件》 以下の条件をすべて満たす必要があります

- ☑ NE-ST（とっとり健康省エネ住宅） ※県に登録された事業者が設計・施工する住宅
- ☑ ZEH または将来的な太陽光設置に備えた住宅
- ☑ 県内に本店を置く事業者により施工される住宅
- ☑ 県産材を10m³以上または内外装材に20m²以上使用
- ☑ 令和9年1月31日までに完成する住宅

《お問い合わせ》 県庁住宅政策課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
電話:0857-26-7398 Eメール:jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

とっとり健康省エネ住宅とは

国の省エネ基準を上回る高い省エネ性能を持つ住宅を普及させることで、県民の健康の維持・増進、省エネ化の推進及びCO2の削減を図ることを目的に、戸建住宅の新築における県独自の健康省エネ住宅性能基準を令和2年1月に策定し、令和2年7月より基準を満たす住宅を認定しています。

区分	国の省エネ基準	ZEH (ゼッチ)	とっとり健康省エネ住宅性能基準		
			T-G1	T-G2	T-G3
基準の説明	2025年義務化基準	2030年義務化基準	冷暖房費を抑えるために必要な最低限レベル	経済的で快適に生活できる推奨レベル	優れた快適性を有する最高レベル
断熱性能 U_A 値	0.87	0.60	0.48	0.34	0.23
気密性能 C 値	—	—	1.0	1.0	1.0
冷暖房費削減率	0%	約10%削減	約30%削減	約50%削減	約70%削減
補助額 (ZEH未取得の場合)			60万円 (10万円)	80万円 (30万円)	100万円 (50万円)
世界の省エネ基準との比較					

※断熱性能(U_A 値):建物内の熱が外部に逃げる割合を示す指標。値が小さいほど熱が逃げにくく、省エネ性能が高い。

※気密性能(C値):建物の床面積当たりの隙間面積を示す指標。値が小さいほど気密性が高い。

※ZEHは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略。断熱化による省エネと太陽光発電などの創エネにより、年間の一次消費エネルギー量(空調・給湯・照明・換気)の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅をいう。

申請の留意事項

- ・工事着手前に交付申請を行ってください。
(工事着手後や完成後の補助金申請は受付できません。)
- ・工事完成後、14日以内に実績報告書を提出してください。
- ・詳しくはホームページをご覧ください。

とっとり健康省エネ住宅
(認定手続き・様式ダウンロード)
<https://www.pref.tottori.lg.jp/ne-st/>



※NE-STの補助金は電子申請となりました。

住まいる支援事業の電子申請で一括して申請いただけます。
(電子申請のURLはとっとり健康省エネ住宅のホームページ
をご確認ください。)



お問い合わせ・申請窓口

東部地区
(鳥取市・岩美郡・八頭郡)

東部建築住宅事務所 〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176
電 話:0857-20-3649 FAX:0857-20-2103

中部地区
(倉吉市・東伯郡)

中部総合事務所建築住宅課 〒682-0802 倉吉市東巖城町2
電 話:0858-23-3235 FAX:0858-23-3266

西部地区
(米子市・境港市・西伯郡・日野郡)

西部総合事務所建築住宅課 〒683-0054 米子市糺町1丁目160
電 話:0859-31-9753 FAX:0859-31-9654

制度に関すること

県庁住宅政策課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220
電 話:0857-26-7398 FAX:0857-26-8113